



～ほこた結婚新生活支援事業～

今年も 新婚生活を応援します!!

結婚後に新たな生活を始めるための新居の購入費や家賃、
引越し費用の一部を助成します。

◇対象となる世帯

- 平成30年3月1日から平成31年2月28日までに婚姻届を提出し、
銚田市内に住民票のある世帯
- 婚姻届が受理された時点で夫婦ともに40歳未満であること
- 夫婦の所得の合計が340万円未満の世帯（※1）

◇対象となる経費（H30.1.1～H31.2.28までの間に支払われた分）

- 新規の住宅賃貸費用（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）（※2）
- 新規の住宅取得費用
- 結婚に伴う引越費用

※1 平成29年分の所得で判定します。

所得340万円とは年収にすると概ね480万円～540万円程度となります。

また、貸与型奨学金を返済している場合には、返済額を所得から控除します。

※2 住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外になります。

※H30.3.1～3.31までに婚姻された方については、一部要件が異なりますのでご相談ください。

助成額上限 30万円（又は24万円）



申請期間

平成30年6月1日～平成31年3月15日まで



問い合わせ先

銚田市総務部

まちづくり推進課総合戦略係

電話 0291-36-7154（直通）